

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 平成25年4月8日提出

【発行者名】 大和証券投資信託委託株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 白川 真

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【事務連絡者氏名】 山部 努
連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【電話番号】 03-5555-3111

**【届出の対象とした募集内
国投資信託受益証券に係る
ファンドの名称】** ダイワ・インド・ルピー債オープン（毎月分配型）

**【届出の対象とした募集内
国投資信託受益証券の金
額】** 継続申込期間（平成25年2月6日から平成26年2月5日まで）
10兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年2月5日付で提出した「ダイワ・インド債券ファンド（毎月分配型）」有価証券届出書（以下「原有価証券届出書」）につき、ファンドの名称、ファンドの特色等にかかる記載事項に訂正があるため、本訂正届出書を提出致します。

．【訂正の内容】

（ 下線部____は訂正部分を示します。）

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

< 訂正前 >

ダイワ・インド債券ファンド（毎月分配型）

< 訂正後 >

ダイワ・インド・ルピー債オープン（毎月分配型）

(4) 【発行（売出）価格】

< 訂正前 >

< 略 >

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせるにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

< 略 >

< 訂正後 >

< 略 >

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせるにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

< 略 >

(8) 【申込取扱場所】

< 訂正前 >

委託会社にお問合わせ下さい。

< 略 >

< 訂正後 >

委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

< 略 >

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

< 略 >

<ファンドの特色>

< 略 >

1 < 略 >

< 略 >

<インド債券投資に関する留意点>

< 略 >

インドにおける外国機関投資家（FII）制度の資格の取得および投資枠の取り扱いについては今後変更となる可能性があります。

< 略 >

インド債券等の運用にあたっては、ダイワ・アセット・マネジメント（インド）プライベート・リミテッドの助言を受けます。

ダイワ・アセット・マネジメント（インド）プライベート・リミテッドについて

- ・ダイワ・アセット・マネジメント（インド）プライベート・リミテッド（所在地：インド ムンバイ）は、2007年にムンバイにおいて設立され、大和証券投資信託委託株式会社が2010年に買収を完了し、海外現地法人とした会社です。
- ・インドの株式と債券の運用・調査業務およびインド国内で投資信託の設定・販売を行なっています。

<ファンドの仕組み>

< 略 >

[マザーファンド]

ダイワ・インド債券マザーファンド

< 略 >

2 < 略 >

<分配方針>

< 略 >

当初設定から1年以内に分配を開始し、分配開始後は、原則として、継続的な分配を行なうことを目標

に分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

< 略 >

< 訂正後 >

< 略 >

< ファンドの特色 >

< 略 >

1 < 略 >

< 略 >

< インド債券投資に関する留意点 >

< 略 >

インドにおける外国機関投資家(FII)制度の資格の取得および投資枠の取り扱いについては今後変更となる可能性があります。

インド・ルピー建ての債券への投資においては、ファンドが債券への投資によって得た収益に対して課税され、基準価額が影響をうける場合があります。

< 略 >

インド債券等の運用にあたっては、ダイワ・アセット・マネジメント(インド)プライベート・リミテッドおよびSBI Funds Management Private Limitedの助言を受けます。

ダイワ・アセット・マネジメント(インド)プライベート・リミテッドについて

- ・ダイワ・アセット・マネジメント(インド)プライベート・リミテッド(所在地:インド ムンバイ)は、2007年にムンバイにおいて設立され、大和証券投資信託委託株式会社が2010年に買収を完了し、海外現地法人とした会社です。
- ・インドの株式と債券の運用・調査業務およびインド国内で投資信託の設定・販売を行なっています。

SBI Funds Management Private Limitedについて

- ・SBI Funds Management Private Limitedは、インドステイト銀行(State Bank of India)傘下の運用会社です。1992年2月に設立され、2004年12月にはフランスの大手運用会社であるソシエテ・ジェネラル・アセット・マネジメントの資本参加を受けました。同社は2009年12月末の運用会社の統合により現在はアムンディとなっています。
- ・インドステイト銀行は1955年設立の、インド政府が大半の株式を所有する国有銀行であり、インド国内における大手銀行の一つです。
- ・SBI Funds Management Private Limitedは、インド国有のインドステイト銀行と、グローバルなネットワークを有するアムンディ・グループとの関係を最大限に活かし、資産運用業務を行なっています。

< ファンドの仕組み >

< 略 >

[マザーファンド]

ダイワ・インド・ルピー債マザーファンド

< 略 >

2 < 略 >

< 分配方針 >

< 略 >

原則として、継続的な分配を行なうことを目標に分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

< 略 >

(2) 【ファンドの沿革】

< 訂正前 >

平成23年11月16日 信託契約締結、当初自己設定、運用開始

< 訂正後 >

平成23年11月16日 信託契約締結、当初自己設定、運用開始

平成25年4月9日 ・ファンドの名称を「ダイワ・インド・ルピー債オープン（毎月分配型）」に変更（従来は、「ダイワ・インド債券ファンド（毎月分配型）」）
・投資態度の一部を変更

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

< 訂正前 >

主要投資対象

ダイワ・インド債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

投資態度

< 略 >

ハ．マザーファンドにおける外貨建資産の運用にあたっては、ダイワ・アセット・マネジメント（インド）プライベート・リミテッドの助言を受けます。

< 略 >

< 訂正後 >

主要投資対象

ダイワ・インド・ルピー債マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

投資態度

< 略 >

ハ．マザーファンドにおける外貨建資産の運用にあたっては、ダイワ・アセット・マネジメント（インド）プライベート・リミテッドおよびSBI Funds Management Private Limitedの助言を受けま

す。

< 略 >

(5) 【投資制限】

< 訂正前 >

< 略 >

< 参 考 > マザーファンド（ダイワ・インド債券マザーファンド）の概要

< 略 >

投資態度

< 略 >

ハ．外貨建資産の運用にあたっては、ダイワ・アセット・マネジメント（インド）プライベート・リミテッドの助言を受けます。

< 略 >

< 訂正後 >

< 略 >

< 参 考 > マザーファンド（ダイワ・インド・ルピー債マザーファンド）の概要

< 略 >

投資態度

< 略 >

ハ．外貨建資産の運用にあたっては、ダイワ・アセット・マネジメント（インド）プライベート・リミテッドおよびSBI Funds Management Private Limitedの助言を受けます。

< 略 >

3 【投資リスク】

< 訂正前 >

< 略 >

(2) インド債券投資に関する留意点（平成24年11月末現在）

< 略 >

ロ．インドにおける外国機関投資家（F I I）制度の資格の取得および投資枠の取り扱いについては今後変更となる可能性があります。

< 略 >

< 訂正後 >

< 略 >

(2) インド債券投資に関する留意点（平成24年11月末現在）

< 略 >

ロ．インドにおける外国機関投資家(FII)制度の資格の取得および投資枠の取り扱いについては今後変更となる可能性があります。

ハ．インド・ルピー建ての債券への投資においては、ファンドが債券への投資によって得た収益に対して課税され、基準価額が影響をうける場合があります。

< 略 >

4 【手数料等及び税金】

(3) 【信託報酬等】

< 訂正前 >

< 略 >

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、純資産総額に対し次のとおりです。

	委託会社	販売会社	受託会社
100億円未満の場合	年率0.63% (税抜0.60%)	年率0.735% (税抜0.70%)	年率0.042% (税抜0.04%)
100億円以上500億円未満の場合	年率0.5775% (税抜0.55%)	年率0.7875% (税抜0.75%)	
500億円以上1,000億円未満の場合	年率0.525% (税抜0.50%)	年率0.84% (税抜0.80%)	
1,000億円以上の場合	年率0.4725% (税抜0.45%)	年率0.8925% (税抜0.85%)	

< 略 >

< 訂正後 >

< 略 >

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、次のとおりです。

	委託会社	販売会社 (各販売会社の取扱純資産総額に応じて)	受託会社
100億円以下の部分	販売会社および受託会社への配分を除いた額	年率0.735% (税抜0.70%)	年率0.042% (税抜0.04%)
100億円超500億円以下の部分		年率0.7875% (税抜0.75%)	
500億円超1,000億円以下の部分		年率0.84% (税抜0.80%)	
1,000億円超の部分		年率0.8925% (税抜0.85%)	

< 略 >

(4) 【その他の手数料等】

< 訂正前 >

< 略 >

< マザーファンドより支弁する手数料等 >

信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

< 略 >

< 訂正後 >

< 略 >

< マザーファンドより支弁する手数料等 >

信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

(注) インド・ルピー建ての債券への投資においては、ファンドが債券への投資によって得た収益に対して課税されます。上記は平成24年11月末現在、委託会社が確認できる情報に基づくものであり、現地の税制が変更された場合等には、変更になる場合があります。

< 略 >

第2 【管理及び運営】

2 【換金（解約）手続等】

< 訂正前 >

< 略 >

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

< 略 >

< 訂正後 >

< 略 >

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

< 略 >

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

< 訂正前 >

< 略 >

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

< 略 >

< 訂正後 >

< 略 >

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

< 略 >